



平成 29 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 エコナックホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 奥村 英夫
(コード番号 3521 東証第一部)
問合せ先 取締役管理部長 加藤 祐蔵
(TEL 03-6418-4391)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 12 日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 137 回定時株主総会に、定款一部変更に関する議案を付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 本日「単元株式数の変更、株式併合及び発行可能株式総数の変更に関するお知らせ」で開示しましたとおり、平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 137 回定時株主総会で「株式併合の件」が承認可決されることを条件として、当社の発行可能株式総数及び単元株式数を変更するものであります。
- ① 株式併合による当社発行済株式総数の減少を勘案し、発行可能株式総数を 2 億 8,000 万株から 1 億 4,000 万株にするため、現行定款第 6 条第 1 項の一部を変更するものであります。
 - ② 全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を尊重し、単元株式数を 1,000 株から 100 株にするため、現行定款第 6 条第 2 項の一部を変更するものであります。
 - ③ 本変更につきましては、平成 29 年 10 月 1 日をもってその効力を生ずる旨の附則を設け、同日をもって本附則を削除するものといたします。
- (2) 平成 27 年 5 月 1 日に施行された「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号、以下「改正法」といいます。)により、責任限定契約を締結することができる対象者の範囲が変更され、業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となったことに伴い、現行定款の一部を変更するものであります。
- ① 業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役につきましても、適切な人材を招聘することを容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第 26 条第 2 項及び第 34 条第 2 項の一部を変更するものであります。
なお、第 26 条第 2 項の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
 - ② この改正法の施行により項数が増えられたことに伴い、現行定款第 28 条第 3 項の一部を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(発行可能株式総数および単元株式数) 第6条 当社の発行可能株式総数は<u>2億8,000万株</u>とする。 ② 当社の単元株式数は<u>1,000株</u>とする。</p> <p>(取締役の責任免除) 第26条 〈条文省略〉 ② 当社は<u>社外取締役</u>との間で、当該<u>社外取締役</u>の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> <p>(選任) 第28条 〈条文省略〉 ② 〈条文省略〉 ③ 当社は、会社法第329条第2項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</p> <p>(監査役の責任免除) 第34条 〈条文省略〉 ② 当社は<u>社外監査役</u>との間で、当該<u>社外監査役</u>の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(発行可能株式総数および単元株式数) 第6条 当社の発行可能株式総数は<u>1億4,000万株</u>とする。 ② 当社の単元株式数は<u>100株</u>とする。</p> <p>(取締役の責任免除) 第26条 〈現行どおり〉 ② 当社は<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間で、当該<u>取締役</u>の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> <p>(選任) 第28条 〈現行どおり〉 ② 〈現行どおり〉 ③ 当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</p> <p>(監査役の責任免除) 第34条 〈現行どおり〉 ② 当社は<u>監査役</u>との間で、当該<u>監査役</u>の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;"><u>第6条第1項及び第2項の変更は、平成29年10月1日をもってその効力を生ずるものとし、本附則は同日をもってこれを削除する。</u></p>

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	平成 29 年 6 月 29 日 (予定)
定款変更の効力発生日	
第 26 条、第 28 条、第 34 条	平成 29 年 6 月 29 日 (予定)
第 6 条	平成 29 年 10 月 1 日 (予定)

4. その他

本日、別途「単元株式数の変更、株式併合及び発行可能株式総数の変更に関するお知らせ」を開示しております。

以 上